



長野県産業振興機構
NICE

経営支援部

長野県ソーシャル・ビジネス創業支援金 地域課題解決型創業支援事業

令和7年4月

■ 制度目的

地域課題をビジネスの手法で解決する**ソーシャル・イノベーション**により
創業を行う方を支援

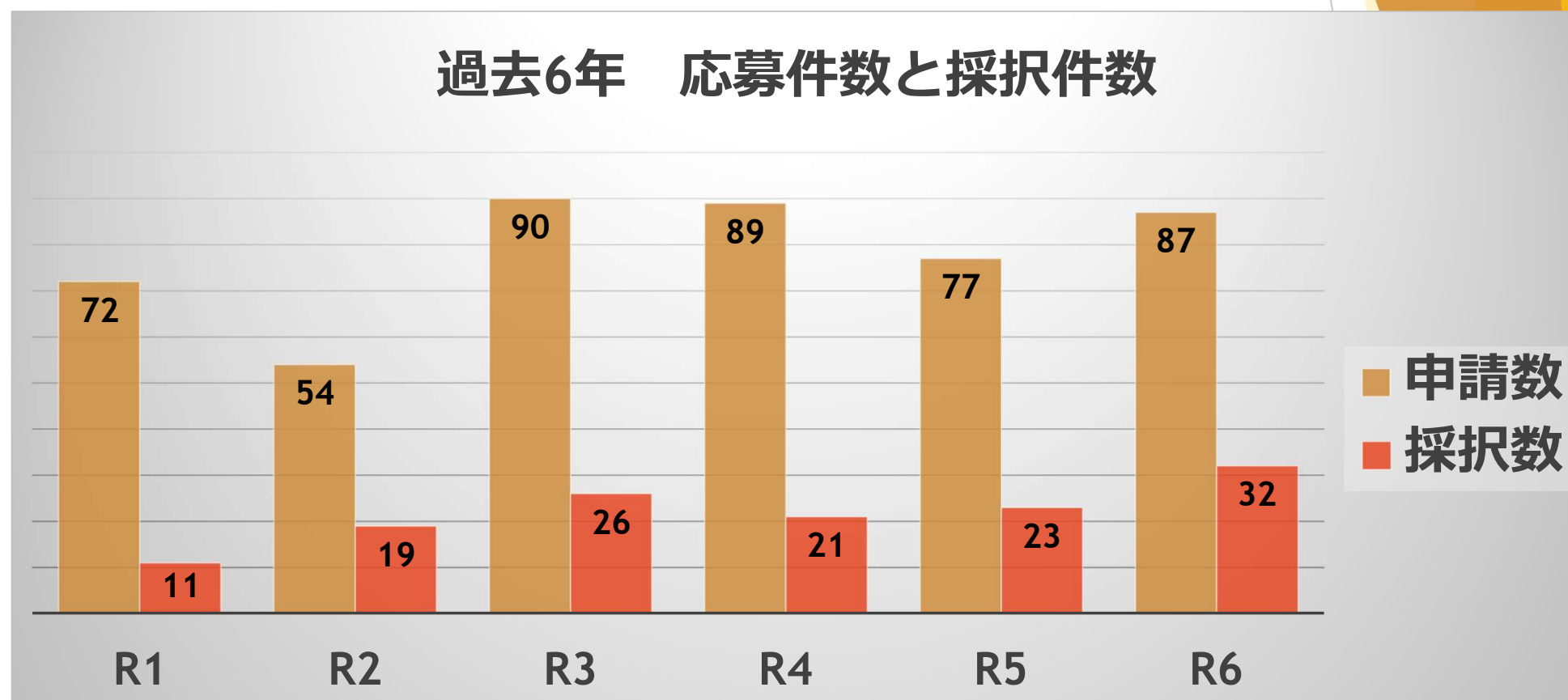
■ 様々な地域課題

- ①地域活性化関連、過疎地域活性化関連 ②買物弱者関連
- ③地域交通関連 ④社会教育関連 ⑤子育て支援
- ⑥環境エネルギー関連 ⑦社会福祉関連 ⑧困難を有する若者・就労支援 など



長野県ソーシャル・ビジネス創業支援金

■ 応募件数（令和元年～令和6年）



■令和7年度の募集期間

(二次は一次の申請、採択状況により実施します)

一次募集：令和7年4月10日 ~ 5月16日

二次募集：令和7年6月2日 ~ 7月25日

いずれも期日厳守

※二次募集分については 一次の申請、採択状況により審査を実施しますので、
審査を行わない可能性があります。

二次募集の可否は、上記募集開始までにホームページ等でお知らせします。



長野県ソーシャル・ビジネス創業支援金

■ 申請書等の提出方法

郵便・メール

(※メールの場合はPDF形式 各種証明書も含む) ※いずれも必着

■ 提出書類

- ① 申請書（別紙 **事業計画書**・補助対象経費内訳書）
- ② 住民票（3カ月以内に発行されたもの）
- ③ 誓約書（要押印）
- ④ 開業届の写し又は履歴事項全部証明書等の写し（申請までに届出が出せる方）



■ 対象事業

- 地域社会が抱える地域課題の解決に資する事業であること（社会性）
- 自律的な事業継続が見込める事業であること（事業性）
- 当該地域における課題解決に資する体制が十分でないこと（必要性）
- 創業をする者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること（**デジタル技術の活用**）

長野県ソーシャル・ビジネス創業支援金



長野県産業振興機構
NICE

■ 対象者

○ 令和7年4月1日～令和8年1月31日までに長野県において

① 新たに事業を創業する方

② 事業承継を行う方（※）

③ 第二創業を行う方（※）

※society5.0関連業種（AI、IoT技術、自動運転等の新たなシステムづくりに
関連する業種のみ）

○ 長野県内に居住している方、令和8年1月31日までに県内に居住登録をされる方

○ 法令順守上の問題を抱えていないこと等

※法人成り（個人事業を法人化すること）や事業場所変更（例：東京→長野）は新たに創業に該当しません。



長野県ソーシャル・ビジネス創業支援金

■ 補助金額 最大200万円（補助対象率2分の1）

例）補助対象経費がとして200万（税抜）が発生した場合は
半額の100万を補助

■ 補助対象期間

補助対象経費については募集案内をご確認ください。

交付決定日～令和8年1月31日までの事業に関する経費

※交付決定前に発注、支出した経費や2月以降に発生する経費は対象外

- 例）2月分の賃借料を1月に支払い → ×
- 交付決定前に発注、交付決定後に支払 → ×
- 1月分の人件費を翌月に支払 → ×
- 令和8年1月～12月の費用を1月に支払 → △（補助期間である1月分のみ対象）

例外）交付決定前に雇用・賃貸借契約を行う場合、交付決定日以降の費用は対象 → ○

■ 伴走支援員への相談について

伴走支援員・・・事前相談～採択後の各種手続きを支援します

（事業計画の構築、申請書のブラッシュアップ、各種創業に係る相談等）

※応募する前から相談可能です！（申請前からサポートします！）

特に伴走支援員の事業計画作成指導を受けた方は採択率が高い傾向にあります。

（ただし、採択を確約するものではありません）

ぜひご活用ください！

■ 支援事例① 合同会社和とろん（上田市武石）

事業内容：鍼灸院の開設

豊かな自然とつながり免疫力を高め、心身の健康寿命を延ばす

■ 地域課題

素晴らしい自然環境のなかにある武石地区の魅力発信と、増額されつつある

医療保険料等への対策として、住民の健康維持が重要
であると考えました。

■ 特徴

素足で歩くことで健康になる「はだしの歩道」

武石地区の豊かな自然とのコラボで心身ともに健康に！



■ 支援事例② 合同会社はいちいず（松本市深志）

事業内容：夜間・休日対応型託児所の開設

夜間や休日対応に特化した保育サービス

■ 地域課題

松本地区の子育て支援に対する認知度が低く、特に夜間保育に多くの課題があると考えました。

■ 特徴

利用対象は、医療従事者や介護に携わるご家族等幅広く、毎月さまざまなイベントを企画しています。





長野県産業振興機構
NICE

経営支援部

専門家派遣事業

令和7年4月



専門家派遣事業

■ 制度目的

創業者や経営の向上を図る中小企業者等が抱える**様々な問題**（経営技術、人材、情報化、海外展開及びマーケティング等）に対し、中小企業者等の**申請に応じて**、登録された民間の**専門家を企業等へ派遣**し、適切な助言等を行うことにより**問題の解決**を図り、中小企業者等の順調な発展・成長の促進を支援すること



専門家派遣事業

■ 対象事業者

創業者枠	長野県内で創業予定または創業1年未満の事業者
小規模事業者枠	小規模事業者（従業員20人以下、商業(卸売業・小売業)・サービス業は5人以下)
DX・省力化枠	DXや省力化を進めるために、新たな機器やデジタル技術システムを導入予定の事業者
一般枠	上記以外で経営の向上を目指す意欲ある事業者

※創業者枠以外は、創業から1年を経過している事業者が対象



専門家派遣事業

■ 最大利用単位数と利用者負担金

派遣時間 1 単位（2 時間）につき 16,500 円（税込）

利用枠	最大利用単位数	利用者負担金
創業者枠	9単位（18時間）	無料
小規模事業者枠	9単位（18時間）	経費の4分の1
DX・省力化枠	12単位（24時間）	経費の4分の1
一般枠	12単位（24時間）	経費の2分の1

※創業者枠、小規模事業者枠を利用したものの、まだ時間が足りない場合、延長して、DX・省力化枠または一般枠を最大3単位6時間まで利用できます。（ただし、予算残がある場合に限りです）



専門家派遣事業

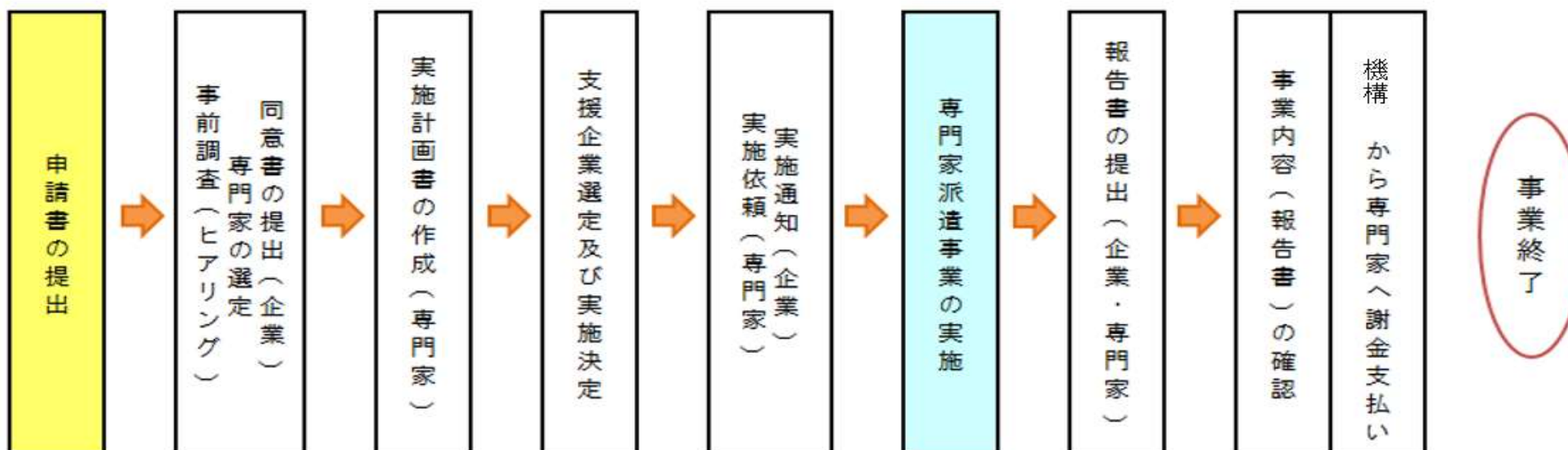
■ 申請→実施→完了までの流れ （※申請は随時受け付けています）

①「専門家派遣事業申請書」を機構へ郵送にて提出

※専門家の指定がない場合は、機構が要望の内容に沿った複数の専門家を紹介

②経営革新等の意欲、目標、効果等を審査（現地調査）し、適当と認められた企業に対して専門家を派遣

③派遣終了後、報告書の提出をもって終了





長野県産業振興機構
NICE

ご清聴ありがとうございました

【お問合せ先】

公益財団法人長野県産業振興機構

経営支援本部 経営支援部

TEL : 026-227-5028

E-mail : keieishien@nice-o.or.jp